



安心保証 賃貸保証委託申込書

記入漏れはございませんか?「入居申込書」「本人確認資料」とともに

FAX

03-6240-3381

までFAX
ください。



お客様がお申込される
会社名(乙)



パートナーズ 東京都新宿区西新宿2-6-1
新宿住友ビル48階

[Jc]

申込日

西暦

年

月

日

代理店番号

担当者名

代理店

代理店名
(電話番号)

用途/
プラン

☐ 住居用

☐ 事業用

☐ 駐車場/コンテナ

☐

☐

初回保証料
(最低保証料)

%

%

%

%

%

更新保証料
月払の場合:
月額保証料
(最低保証料)

引落送金
手数料(税込)

円/毎月

円/毎月

円/毎月

円/毎月

円/毎月

備考

緊急連絡先

個人契約

入居申込書に記載されている「連帯保証人」は、☐ 連帯保証人である。 ☐ 緊急連絡先である。

法人契約

原賃貸借契約書上における連帯保証人は、☐ 会社代表者である。 ☐ 入居者である。(連名契約含)

申込物件住所※

〒

※入居申込書に記載欄がない場合のみ、ご記入ください。

お申込に際し、以下の設問にお答えください。

①クレジットカードをお持ちですか? (例) Visa、Master、JCBカード等

☐ YES

☐ NO

②お引越しの理由を教えてください。簡単で結構です。(例) 就職・転勤等

A.

ご署名をお願いいたします。

- ・私(申込者・賃借人)は、表面記載の保証料及びその他の費用・裏面および別紙記載の「個人情報の取扱に関する同意事項」「信用情報の取扱に関する同意事項」「保証委託契約※」の条項に同意の上、賃貸保証委託契約を申し込みます。(※「保証委託契約」条項の抜粋した重要事項については別紙リーフレット「賃貸保証委託契約をお申込(ご契約)されるお客様へ(賃貸保証委託契約に関する重要事項説明書)」に記載。)
 - ・また、本申込書に記入した内容をもとに当社が審査を行い、申込者の申込、または契約の事実に関する情報が与信判断及び与信後の管理のために利用されることに同意いたします。
 - ・申込書に事実と異なるあるいは虚偽の記載があった場合、申し込みは無効となり、また契約を解除されてもなんら意義を申し立てません。
- ※審査の結果、保証委託契約をお断りする場合もございますが、理由については一切お答えできませんので予めご了承ください。

お申込者様署名(自筆)

▶ お申込時に必要な書類(本人確認資料は1種類) 以下の書類よりいずれか1点をご提出いただけます。

個人

■運転免許証 ■印鑑証明書 ■健康保険証 ■パスポート ■住基カード ■マイナンバーカード
(外国籍の方の場合) ■外国人登録証明書 表面&裏面 ■在留カード

※お勤めしている事業者名が記載された保険証をご提出いただけますと審査がスムーズです。 ※在留資格のない方や期限が切れている方はお申込出来ません。

法人

■商業登記簿謄本(3か月以内) ■公証人役場印のある定款(設立中で謄本が用意できない場合)

注意

毎月の約定日『毎月26日または27日(みずほファクター株式会社が振替を行う場合は26日、りそな決済サービス株式会社または三菱UFJファクター株式会社が振替を行う場合は27日とし、いずれも当該振替日が金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日とする。』に引落が出来なかった場合、保証委託契約書に記載の請求事務手数料がかかります。引落日前日までに、お引落口座へご入金ください。(当日入金ですと引落ができません)

※本人確認資料については上記いずれかの書類(写し)をご提出願います。

※審査を進めていくにあたり、審査状況によっては支払い根拠を示す書類(通帳の写し/内定通知書/年金支払通知書/生活保護決定通知書/確定申告書や決算書等)をご提出いただく場合がございます。

※スムーズな審査のためにも、書類提出のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

▶ いえらぶパートナーズより申込確認・審査のため、下記フリーダイヤルからお電話をいたします。

いえらぶパートナーズ
申込審査確認ダイヤル

TEL.0120-722-750

※お出になるのが難しい場合、
お手数ですが折り返しのお電話をよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先: いえらぶパートナーズ 審査係 TEL.03-6240-3361

2025.06

保証委託契約

私(賃借人、以下「甲」という)と株式会社いえらぶパートナーズ(以下「乙」という)は、以下のとおり、賃貸保証委託契約(以下「本契約」という)を締結します。本契約は、賃貸保証委託契約書(以下「本契約書」という)に記載されている物件(以下「本物件」という)に関する賃貸借契約(一借屋使用契約・利用契約を含む、以下「原契約等」という)に基づくものとします。

第1条(保証委託)

- 甲は乙に対し、原契約等に基づいて発生する債務についての保証を委託し、乙はこれを受託します。
- 甲が法人の場合には、甲の代表者または入居者(使用者/利用者)が原契約等の連帯保証人であることが条件となります。ただし、乙が連帯保証人を不要とする旨を記載した場合は、この限りではありません。
- 賃借人またはその代理人が本物件を第三者に売却した場合は、本契約は終了します。ただし、新賃借人及び乙が保証継続を希望し、保証約款に同意の上、乙所定の手続きを行った場合は、本契約を継続することができます。
- 本契約、甲及び賃借人または賃借人代理人が本契約を締結(署名、捺印)、甲が当初保証料(事務手数料を含む)を支払ったときに成立します。また、甲は本契約成立の条件として、預金口座振替依頼書に乙を提出します。

第2条(保証料)

- 甲は、本契約書記載の保証料(当初保証料(事務手数料を含む)、月額保証料、更新保証料等)を、乙の定める方法により支払います。
- 月額保証料：甲は、本契約書記載の契約始期日の翌月から、甲は、本契約書記載の金額または本物件の賃貸料の額のうちいずれか高い金額を、乙に支払うものとします。
- 賃借人：甲、甲に代って保証料支払債務を支払うことができます。この場合、これに基づく求償権を甲に対して行使しないものとします。
- 原契約等が中途解約された場合は、本契約が解約された場合でも、甲は、保証料並びに賃料等の返還を請求できません。

第3条(契約期間)

- 本契約の契約期間は、契約締結日より、原契約等の解約または解除される日までとします。

- 原契約等が終了し、明渡しが完了した場合には、本契約は終了します。

第4条(保証範囲)

- 乙は、原契約等に関する保証に当たっては、次の各号に該当する債務について保証します。
 - (1)原契約等に明記されている。契約始期日より発生した家賃・管理費(共益費)、稼損時代・変動費等(以下総称して「賃料等」という)。ただし、本契約書に明記されているものに限ります。
 - (2)原契約等の解除後における本物件の引渡し義務不履行によって生じた賃料等相当損害金。なお、第3条の2項の明渡し完了の日を以て賃料等相当損害金に対する保証は終了します。また、明渡月の引渡し賃料等を計算する場合は、明渡月の末日日を分母として計算するものとします。
 - (3)原契約等を解除後に動産(車両を含む)の留置物やその他の物の撤去・保管・廃棄費用。
 - (4)各号の債務の履行に関し、訴訟等の法的な手続きに生じた費用。
 - (5)その他、乙が相当と認めるとき。
- 乙は、原契約等の期間中や本契約を締結する場合、審査時及び本契約締結時において、本物件の賃料等の未納について甲が保証人または保証人として2ヶ月以上の滞りが発生していないことを条件に、本契約について保証を受託します。なお、本契約締結後に当該債務が生じ発生した場合は、あるいは当該債務が生じていない場合でも、賃借人またはその代理人または賃借人の滞りもしくは立替で当該債務が解消されない場合は、本契約締結後の賃料等を含め、全額免責としません。

第5条(変更について)

- 本契約の内容及び変更が生じた場合、甲は、賃借人またはその代理人を通じ、乙に対して速やかに変更内容を届け出なければならないものとします。
- 前項の変更内容は、乙の承認後に変更されるものとします。

第6条(定額保証の範囲)

- 原契約等が転貸が認められている場合であっても、入居者、使用者、利用者が変更となった時点で本契約は終了します。
- 原契約等が中途解約を認めない場合でも、甲が賃借人または第三者に本物件を明渡しの日を以てて、本契約は終了します。

第7条(保証債務の履行)

- 甲が、原契約等に基づく債務の履行を遅延した等の理由により、乙が、賃借人から保証債務の履行を求められた場合は、本物件の明渡しが完了し、全ての債務が確定した後に、乙は、甲に対して事前に通知をすることなく、賃借人に対して保証債務を履行することができるものとします。

第8条(求償権の範囲)

- 乙が保証債務を履行したときは、甲は乙に対し、乙が支出した以下の各号に定める金員及びこれに対する遅延損害金を含むものとしません。なお、遅延損害金は、返済または支出が発生した日から起算し、年率14.6%の割合を計算したものとします。
 - (1)甲が履行した保証債務の元金及び弁済のために要した諸費用
 - (2)求償の実行または保全のために要した費用(郵送費用、訴訟費用、弁護士費用、執行手続に係る費用等)
 - (3)明渡しに要した費用(残置物の撤去、保管、廃棄費用等)
 - (4)その他、求償権の実行または保全、並びに明渡しに必要な必要と認められる費用

第9条(債権譲渡)

- 甲は、本契約に基づき乙が取得する求償権を、乙指定の会社へ譲渡することを予め承諾します。

第10条(事前求償)

- 甲が次の各号に該当する事由が生じたときは、乙は甲に対し、保証債務の履行前であっても事前に求償権を行使することができるものとします。
 - (1)他の保証手続を開始の決定を受け、賃借人が該当する破産財団の配当に加入しないとき。
 - (2)原契約等に基づく債務が弁済済にあるとき。

第11条(敷金等の預け金の取扱い)

原契約及び本契約に基づき甲が賃借人に預けた礼金等の預り金については、本物件の明渡し完了後、甲の未払賃料等及び賃料代償費用に充てられた後に未払いが生じた場合、甲が乙に支払うべき未払債権に充当されるものとします。

- 甲が乙の敷金等または賃借人から預けた礼金等は担保は、前項による取扱いの申し合わせについて、乙に対し、各名の知照を届け付た後債権等その他一切の権利をすることはできません。

第13条(本物件内への立ち入り)

乙は、法令上認められている場合、または、甲に代って身体や健康その他緊急の事項が発生した可能性がある場合には、甲の承認なしに本物件の室内に立ち入ることができるものとします。

第14条(連絡調整)

甲は、原契約等に基づいて発生した賃料等を滞納したときには、乙に対して速やかに連絡するものとし、また、乙は速に発生した原契約等での発生した遅延をいれ、乙が乙の滞りを断罪する手紙を扶け、乙は速に遅延に関する適切な措置を講じることができます。ただし、滞りの入退室を断罪による物理的な措置は講じないものとします。

第15条(滞り等の成立)

甲は、原契約等の解除後、以下いずれかの各号に該当した場合、本物件の明渡しが成立したときみなことに同意します。

- (1)部屋物の状況、電気、ガス・水道の利用状況等から、甲が本物件において退去したことが明らかに認められるとき。
- (2)本物件の賃借人が退却されたとき、または本物件の室内外に置かれ、明渡しをされたことが認められるとき。

第16条(他債務の扱い)

第15条に該当する本物件の明渡しが成立した場合は、甲は本物件に残置された債務の所有権を放棄します。また、甲は、乙が当該当座債務を撤去(撤出/廃棄)・保管・廃棄することに何ら異議を申し出ないものとします。

2.前項において乙が当該当座債務(車両を含む、3.2条を除く)を保管する場合、保管開始後1ヶ月以上を経過したときは、乙は甲に対して事前通知することなくこれを処分・譲渡することができます。

3.甲は前項通知について発生する一切の費用を負担します。

第17条(原契約等の解除)

甲の合意や契約等、または法令上認められている等の正当な事由がある場合は、乙は甲に代わり原契約等を解除することができます。

第18条(債権譲渡の扱い)

1.甲が債権譲渡に必要書類の届付ができなかった場合について、債権権を正当に承継した同僚者あるいは親族がいいる場合は、乙所定の手続きを行うことにより、本契約期間終了まで、当該承継人との間で本契約を締結することとするものとします。

2.前項に基づき債権権を承継した者は、賃貸保証委託契約を再締結し、自身の名義の預金口座振替依頼書を提出するものとする。

第19条(集金、送金、保証金の前払い)

1.甲が原契約等に基づいて賃借人に支払う賃料等の集金・送金業務は、乙が行います。なお、集金・送金業務(本条第6項の保証金の前払いを含む)に関しては、乙が乙の固有の資産や他の業務に使用する賃料とは区別することにより分別し、自己信託証書に基づき管理する自己信託口座を使用するものとします。

- 2.集金は、預金口座振替プログラムに基づいて、預金口座から引落により行います。また、支払いプログラム(月額保証料を支払うプログラム)に契約した「入居者」に限り、クレジットカードによる支払いも行うことができます(クレジットカード会社の定めるクレジットカード会社員規約に従い決済するものとする)。なお、利用できないクレジットカード及び口座は、原則甲名義のものとし、また、集金の方法を甲が、賃料等の引落・送金手数料は、甲が負担とするものとします。※毎月払プログラムを契約した場合でも、乙の代理店業務を行う不動産事業者によっては、クレジットカードが利用できない場合もあります。
- 3.賃料等の引落日は、毎月26日または27日(みずほフィナンシャル株式会社が振替を行う場合は26日、りそな決済サービス株式会社または三菱UFJフィナンシャル株式会社で振替を行う場合は27日)とし、いずれも当該振替日が金融機関の休業日にある場合はその翌営業日とする。以下同じとする。
- 4.甲がクレジットカードを利用する場合は、甲のホームページからクレジットカード支払の登録を行うこととし、クレジットカードの下記に必要とされる事項を完了させなければならない。クレジットカードが利用できない場合は、自動的に預金口座からの引落による支払いを利用するものとする。
- 5.乙は、集金した賃料等の賃借人への送金や保証料の書振または保証契約に基づいて行います。
- 第3条の2項の引落日及び引落ができなかった場合は、乙が、賃借人に保証金(未納賃料相当額)を前払します(なお、甲は、甲及び入居者・使用者・利用者が甲からの物件の明渡しを完了し、全ての債務が確定した後には保証債務を履行するものであり、本項による乙の保証金の前払いは保証債務の履行として未納賃料等を弁済するものではありません)。また、引落結果の不払いより、次回以降の引落を止める場合があります。

- 7.前項の場合、甲は、乙の請求に基づいて、未納賃料等とあわせて、請求事務手数料として税込2,970円(保証金プログラムの専断・コナテラ・切替の場合は税込1,100円)を支払うものとします。支払方法は、全額前払いの場合はコンピュータシステムでの払込によるものとし、振込と払込に要する費用は、甲の負担とし、また、賃料等費、月額保証料、更新保証料、引落・送金手数料等の合計が30万円を超える場合にはコンピュータシステムで使用する払込票は発行されません。また、各種保証料及び手数料については、消費税率の変更、その他法令改正、経済状況の変動等の要因により、乙からの通知に基づき金額が改定される可能性があります。
- 8.甲が未納賃料を支払ひ、その額が未払いの保証金の全額に満たないときは、以下の順序に従って当然に充当されるものとします。ただし、支払時期の古いものから順に充当します。
 - (1)保証料等、乙に対する債務
 - (2)未納賃料等
 - (3)その他の債務
- 9.甲が本契約締結後に賃料等を支払った月(期間)と振替開始によって乙が賃料等を金庫する予定の月(期間)との間に、賃料等未払月(期間)が発生する場合は、乙が賃借人に対し、当該賃料等未払月(期間)の料額を前払相当の保証金を前払いすることとなります。この場合、甲は、乙の請求に基づいて、本条第7項と同様の方法により当該未払賃料等を支払うものとします。ただし、甲、乙の請求とこれとにより賃借人に当該賃料等を支払っているときは、その旨を乙に通知することとするものとします。

10.甲が未納賃料・引落・送金手数料、及び請求事務手数料の支払いを遅延した場合は、甲は乙に対し、その額及びこれに対する14.6％の割合による遅延損害金並びに請求のために要した費用を支払なければならないものとします。

- 11.甲が借付口座から引落による支払いを12ヶ月間継続して一度も行わなかった場合、甲は、乙に対して、借付口座を閉鎖する権限を行使するものとします。
- 第20条(請求手続や支払保証料等の郵便物の返却)**
 - 1.乙が、甲指定の住所に郵送した請求書や支払保証料等の郵便物が延滞・到着しなかった場合には、通常期番すべきときに郵便物としものとします。
 - 同一集金口座で郵便物の送付先住所が複数ある場合には、乙は、甲の承諾無く送付先住所をそのうち一つに変更する期間を登録し、これを甲が承認するものとします。
- 第21条(反社会的勢力の排除)**
 - 1.甲は乙に対し、次の各号の事項を承諾するものとします。
 - (1)甲の団、暴力団関係団体、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - (2)自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者を含む)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3)反社会的勢力が自己の名称を使用せず、本契約を締結するものではないこと。
 - (4)本契約が終了するまでの期間に、自らまたは第三者を利用して次の行為を行わないこと。
 - ①乙に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ②偽計または威力を用いて乙業務を妨害し、または乙の信用を毀損する行為

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号その他の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
本契約に関する申込みまたは事実	乙が家賃保証保証情報取扱機関に照会した日から90日間
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約が終了後、債務がなくなつてから5年間

- 3.家賃保証保証情報取扱機関に登録する情報は、以下の事項とする。
 - (1)甲の氏名、住所、生年月日、電話番号、月額賃料
 - (2)甲の月額賃料、債務の支払を証した事実
 - (3)甲、乙間または甲・賃借人間の借事事実

第8条(提示先及び個人情報利用等への利用の同意)

甲は、乙が甲の支払能力の確保のために、乙の提示先を照会し、甲の申込情報が登録されている場合にはそれを利用することに同意します。

第9条(個人情報の提供・開示等の同意)

- 1.甲は、乙が各法律の規定により公的機関等から個人情報提出を求められた場合、及びそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。
- 2.甲は、本契約が甲の提供の目的物件に関する甲の賃借人との賃貸借契約に当該物件について、乙が以下の(1)の第三者に対して、(2)記載の本契約に関する甲の情報を、求めがあった場合には、合理的な範囲で電話・郵送・メール等の方法により提供することに同意します。
 - (1)第三者の範囲
 - ①目的物件の所有者(新所有者含む)
 - ②目的物件の賃借人(新賃借人含む)
 - ③目的物件の管理業務を受託する会社
 - ④目的物件の賃貸運用会社
 - (2)提供する情報

3.家賃保証保証情報取扱機関に登録する情報は、以下の事項とする。

- (1)甲の氏名、住所、生年月日、電話番号、月額賃料
- (2)甲の月額賃料、債務の支払を証した事実
- (3)甲、乙間または甲・賃借人間の借事事実

第8条(提示先及び個人情報利用等への利用の同意)

甲は、乙が甲の支払能力の確保のために、乙の提示先を照会し、甲の申込情報が登録されている場合にはそれを利用することに同意します。

第9条(個人情報の提供・開示等の同意)

- 1.甲は、乙が各法律の規定により公的機関等から個人情報提出を求められた場合、及びそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。
- 2.甲は、本契約が甲の提供の目的物件に関する甲の賃借人との賃貸借契約に当該物件について、乙が以下の(1)の第三者に対して、(2)記載の本契約に関する甲の情報を、求めがあった場合には、合理的な範囲で電話・郵送・メール等の方法により提供することに同意します。
 - (1)第三者の範囲
 - ①目的物件の所有者(新所有者含む)
 - ②目的物件の賃借人(新賃借人含む)
 - ③目的物件の管理業務を受託する会社
 - ④目的物件の賃貸運用会社
 - (2)提供する情報

(5)自らまたは第三者をして本物件(共有部分含む)を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないこと。

(6)反社会的勢力の居住や出入りをせず、反社会的勢力が居住・使用していることを感知させる名称や看板・代理・接待し等物件を提示行為をしないこと。

2.前項に於ける行為が利用され、事実が該当した場合には、乙は、何らの催告を要せずして、この本契約を解除し、本契約に基づく一切の義務を免れるものとします。

3.前項の規定によりこの契約が解除されたことによって、甲が損害を受けた場合も、乙は何ら損害賠償義務を負わないものとし、甲は乙に対し何ら一切の請求(保証料並びに賃料等の返還を含む)を行わないものとする。

4.本条のいずれかの規定の適用により、乙が損害を被った場合、甲はこれを賠償しなければならないものとします。

第22条(契約書の解除)

次の各号に該当した場合は、乙は甲に対し本契約を解除することができます。

- (1)物件所有者(賃借人)との賃貸借契約(マスターリース契約)・サブリース契約等の一括賃貸契約において賃借人と物件所有者との間で争いがある限り、双方から賃料等の送金先の明確な合意が得られ、真の債権者が不確定となった場合、なお、乙が甲から賃料等を預けている場合は乙の判断で甲に賃料等を返金できるものとし、乙は一切の責を負いません。
- (2)賃借人(物件所有者及び物件所有者との賃貸借契約一括賃貸借契約(マスターリース契約)・サブリース契約)の立場を主張する個人や法人(賃貸管理会社を主張する個人や法人)が2名(社)以上現れ、双方が賃料等の送金先を明確な合意が取れない場合、なお、乙が甲から賃料等を預けている場合は乙の判断で甲に賃料等を返金できるものとします。
- (3)賃借人が貸し出し、本物件に關するの取扱いが行われなかった場合
- (4)その他、乙と、賃借人もしくは代理人との保証契約が解除となり、本契約の継続が困難となった場合。

第23条(その他事項)

本契約に定めのない事項については、民法、その他法令や慣行に従い、双方誠意を持って協議・解決するものとする。

第24条(合意管理事務所)

本契約に関して甲乙間で紛争が生じた場合は、本物件の所在地並びに乙の本拠地または支店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を以て管轄裁判所とする(この旨を本契約書に記載する)

第25条(住所等)

本契約に関するご相談は下記窓口までお願いします。

社 名：株式会社いえらぶパートナーズ

住 所：〒163-0248 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル48階

電話番号：03-6240-3390 営業時間：平日9:00～18:00

【クレジットカード利用における同意条項】

- 賃料等及び保証料等の請求について
 - クレジットカード会社は発行のクレジットカード会員規約に従い決済するものとする。
 - クレジットカード上の「利用可能範囲」が取得扱いについてクレジットカード会社上での有効期限が切れ、かつこのホームページから登録されている場合等理由により、クレジットカード利用不能の際は、事前に届け出された甲が借付口座からの口座振替となります(約定日/毎月26日または27日)。なお、引落・送金手数料は引落結果を問わず発生します。また、引落しができなかった場合の払込手数料は甲の負担となります。
- クレジットカード決済に関連する情報の管理について
 - クレジットカード決済に関する情報(カード番号、名義人情報、セキュリティコード等)を含む一切の情報は、以下、ア～エとの間に入る代理店(以下「店子」という)が管理する業務端末またはその従業員等から漏えい、流出、または不正使用等が発生した場合、当該店子がその責任を承知したものとする。あわせて、店子は当該情報の保護を目的とし、業務端末等の適切なセキュリティ対策および関係従業員への教育・指導等、必要かつ合理的な措置を講じるものとする。
 - 反社会的勢力との関係排除に関する規約
 - 店子は、自己が反社会的勢力に該当せず、また関係を有しないことを確言します。これに違反した場合は、乙は催告なく本契約その他の取引を解除または停止させるものとします。
 - クレジットカード決済代金の立払ひについて
 - 甲が未納賃料等の支払いと、その額が未払いの保証金の全額に満たないときは、カード会社より入金が必要となる前であっても、乙の店子に対して立替払いを行うことについて承諾するものとします。
- 口座振替に関する同意
 - 口座振替に関する同意：約定日/毎月26日または27日に引落しが可能です。再請求した場合には請求事務手数料税込2,970円(保証金プログラムの専断・コナテラ・切替の場合は税込1,100円)が所収
 - クレジットカード決済不能の事由が解消された場合、その次月以降はクレジットカード決済となります。
- 「リボ払い」で支払済場合、リボ払い手数料がかかることがあります。
- クレジットカードが決済済みで口座振替に変更となった場合、同一月に2ヶ月分の賃料等が引落されることになります。

【家財保険に関する特約条項】 ※住居用(保険付)プランのみ】

- 1.本契約は、「家財保険附付プラン」にのみ適用されます。
- 2.乙は家財保険(以下「家財保険」という)の補償を無料で提供します。
- 3.本家財保険は本家財保険の特約として借家人賠償責任補償・個人賠償責任補償・修理費用補償を含む。また、必要(補償)内容については、本サービス画面下部に提示するパンフレットまたは家財総合保険書保証金振込の記載内容とします。
- 4.本家財保険の補償内容等については、自然災害の状況等により変更される場合があります。
- 5.家財保険を提供している提携保険会社の事業継続が困難となった場合や、乙の判断により業務継続の継続が困難となった場合は、家財保険の内容が変更・廃止されることがあります。

【各付帯サービスに関する特約条項】

- 1.本契約は、シニア向け見守りサービス【まごころ】・近隣トラブル解決支援サービス【mamoroca】・家財の安心がかり修理サービス【Syu-riti】等の各付帯サービスが設定されている場合にサービスに利用する者すべてに適用されます。
- 2.付帯サービスに申し込みに必要な申し込み書類を提供します。
- 3.付帯サービスの詳細(サービス内容及び利用規約等)については、別途提示するパンフレットに記載するものとします。
- 4.付帯サービス提供事業者の事業継続が困難となった場合や、乙の判断により業務提供の継続が困難となった場合は、同サービスの内容が変更・廃止されることがあります。

第6条(個人情報取扱いの同意)

甲は、乙の事業運営上、本条第9条の利用目的の範囲に限り個人情報を外部に委託することに同意します。この場合、乙は、個人情報保護本法の高い委託先を満足し、個人情報の適正管理・機密保持についての契約を交わし、適切な管理を実施します。

第7条(個人情報の開示・訂正・追加・削除)

甲は、乙に取得されている自己に関する個人情報や乙所定の方法により開示するよう請求することができるものとします。この開示において、情報内容が不正確、または誤りであることが判明した場合には、乙はこの結果に基づいて速やかにその訂正・追加または削除に応じるものとします。

第8条(本同意書に関する不同意の場合)

- 1.甲が本件委託契約において必要な記載事項(入居申込書(保証申込書)、保証委託契約書で記載すべき事項)の記載を希望しない場合、及び本条項の内容の全部、または一部を承認できない場合は、乙は本件委託契約を希望する場合があります。ただし、本条項の第2条に同意しない場合は、これら理由により本件委託契約を拒否することには、ないものとします。
- 2.賃借人またはその代理人が、別途(保証約款)に定める個人情報の取得・利用・提供等に不同意の場合は、乙はこれを理由に本契約を拒否する場合があります。

第9条(問合せ窓口及び個人情報保護管理者)

個人情報の開示・訂正・追加・削除に関する請求窓口、及び個人情報に関するお問合せは下記の通りとします。

社 名：株式会社いえらぶパートナーズ

住 所：〒163-0248 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル48階

電話番号：03-6240-3390

個人情報保護管理者：代表取締役社長

のほに使用します。

5.【当社が加盟する信用情報機関及び当該機関が提供する信用情報機関】
当社が加盟する信用情報機関及び当該機関が提供する信用情報機関の名称及び連絡先は以下のとおりです。

※当社が加盟する信用情報機関▶

株式会社日本信用情報機構 >>> https://www.jicc.co.jp

※当社が加盟する信用情報情報機関が提供する信用情報機関▶

全国信用情報センター >>> https://www.zenginkyo.or.jp/

株式会社「アイ・シー」 >>> https://www.cic.jp/jp/

※開示等の手続きについて

賃料等及び保証金は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立を、加盟先機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。

個人情報の取扱に関する同意条項

第1条(個人情報の収集・保・利用)

1.賃貸保証委託契約(その申込を含む、以下「本契約」という)の申込者(契約者も含む、以下「甲」という)は、本条を含む株式会社いえらぶパートナーズ(以下「乙」という)との取引の与信判断及び取引管理(督促を含む)のために、以下の情報を以下これを総称して「個人情報」という)を乙が保証債務を講じたときに収集・利用することに同意します。

- (1)本契約に関し、賃貸保証委託契約書、入居申込書、賃貸借契約書等に甲が記載した申込者の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、居住状況、e-mailアドレス、その他入居申込書の記載内容により乙が知り得た申込者本人の情報
- (2)賃貸借物件の所在地、物件名、賃料、敷金、その他定める契約条項等、賃貸保証に関する詳細情報
- (3)本契約に付随して知り知り得た、申込者、同居予定者、緊急連絡先、保証確保人等の必要情報
- (4)が必要と認め、乙の求めにより甲から提供された、本人確認資料類に記載された情報
- (5)本契約締結後の月々の返済状況等の取引情報
- (6)お問合せまたは連絡した際等の会話の記録情報
- (7)本契約に関する契約後の管理のために、乙が必要と認めて取得した申込者等の住民票等に記載された情報
- (8)官報や電話帳等一般に公開されている情報
- 2.本条に基づき、乙が乙として甲に対して保証債務が履行された場合、乙が個人情報の保護措置を講じた上で、前項により収集した個人情報、求償債権の管理業務のために保・利用します。
- 3.乙が本条に関する契約後の管理業務等の一(コ)コンピュータ・事務、督促業務、代金決済業務及びこれらに付随する業務)を、乙の委託先企業に委託する場合に、乙が個人情報保護措置を講じた上で、1項により収集した個人情報当該委託先に提供し、当該委託先企業が受託の目的に際して利用することがあります。

第2条(個人情報の利用)

- 甲は、乙が以下目的のために第1条1項(1)の個人情報を利用することに同意します。
 - (1)乙の事業における前商品情報のお知らせに関するアフターサービス
 - (2)乙の事業における市場調査、商品開発
 - (3)乙の事業における宣伝活動・印刷物の送付等の営業案内
 - (4)外部から委託した以外の宣伝活動・印刷物の送付等

第3条(家賃保証保証情報取扱への登録)

1.甲は、乙が甲への与信または与信後の管理のために、甲に関する個人情報について乙の加盟する家賃保証保証情報取扱機関に決定すること、及び甲に関する個人情報登録されている場合に乙がそ

信用情報の取扱に関する同意書

本申込、信用に係る個人情報：法人情報(以下、「個人情報等」という)の提供、登録、使用及び電話統括状況確認の取得に関する同意内容は以下のとおりです。

1. (個人情報の使用)

当社は、当社が加盟する信用情報機関(以下、「加盟先機関」という)及び加盟先機関と提携する信用情報機関(以下、「提携先機関」という)に契約者及び保証人(申込者及び保証人予定者を含む、以下「乙」)の個人情報等が登録されている場合には、当該個人情報等の提供を受け、返済または支払能力を調査する目的に利用します。

2. (個人情報の信用情報等への提供)

当社は、契約者及び保証人に係る本申込及び本契約に基づく個人情報等(本人を特定するための情報、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等を

※法令の改正、社会情勢の変化、またはサービスの内容の変更等により、本約款を改定することがあります。